

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		

事務	市町村等	事務	市町村等
略			略
24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 略 (18) <u>第113条の3 第1項の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理（第95条第1項に規定する者又はこれらの者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)から(22)までにおいて同じ。）</u> (19) <u>第113条の3 第2項の規定による公告</u> (20)～(22) 略	略	24の6 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 略 (18) <u>第113条の2 第1項の規定による土地改良事業の工事の着手等の届出の受理（第95条第1項に規定する者又はこれらの者が行う土地改良事業に係るものに限る。(19)から(22)までにおいて同じ。）</u> (19) <u>第113条の2 第2項の規定による公告</u> (20)～(22) 略	略
略			略

(国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正)

第2条 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例（平成19年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

(特別徴収金の徴収)

第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過するまでの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

（1）・（2） 略

2・3 略

(特別徴収金の徴収)

第2条 県は、国営土地改良事業（別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過するまでの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

（1）・（2） 略

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。